○関東地方整備局告示第一二三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年六月二十日

関東地方整備局長　石川　雄一

第１　起業者の名称　神奈川県

第２　事業の種類　県道上粕屋厚木改築工事（神奈川県伊勢原市上粕屋字石倉中地内から同市西富岡字中島地内まで及び同市上粕屋字秋山上地内から同市上粕屋字一ノ郷南地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　神奈川県伊勢原市上粕屋字石倉中、字石倉下、字立原、字神成松、字的場、字秋山上、字秋山、字和田内下、字一ノ郷南、字雷、字山王原及び字舟久保並びに西富岡字長竹及び字中島地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県伊勢原市上粕屋字石倉中地内から同市西富岡字中島地内までの延長1,869m及び同市上粕屋字秋山上地内から同市上粕屋字一ノ郷南地内までの延長309mを合わせた総延長2,178mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道上粕屋厚木改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道上粕屋厚木（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により神奈川県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により神奈川県が道路管理者であることなどから、起業者である神奈川県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、神奈川県伊勢原市上粕屋字石倉中地内の県道大山板戸との石倉交差点の連結点を起点とし、厚木市厚木町地内の県道藤沢厚木との中町交差点の連結点を終点とする延長11.689kmの路線である。

本路線の周辺には、大手の自動車部品メーカーや家電メーカーなどの多くの企業が集積していることから、本路線は地域住民による地域内交通とともに物流等による通過交通としても広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、線形不良等の神奈川県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（以下「県道構造の技術的基準の条例」という。）に合致しない箇所が多数存在し、交通事故も発生するなど、自動車の円滑な交通が阻害されている状況にある。

ここで本路線の起点部付近において、中日本高速道路株式会社が整備を進める高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（以下「新東名高速道路」という。）と国土交通省が整備を進める一般国道246号「厚木秦野道路」（以下「厚木秦野道路」という。）の伊勢原北ＩＣ（仮称）が設置される予定となったが、伊勢原北ＩＣ（仮称）の計画交通量を現道に接続させることは、現道の交通状況の更なる悪化を招くこととなる。

本件事業の完成により、良好な線形を有する一般道区間４車線及びランプ区間２車線の道路が新たに整備され、伊勢原北ＩＣ（仮称）へのアクセス道路が確保されることにより、本地域圏の幹線道路としての安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与されることなどが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準を満足するとされている。

また、自然環境については、本件事業に近接して整備される厚木秦野道路における調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ、準絶滅危惧として掲載されているハイタカ、その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズタカモジ、キンラン、マヤラン、準絶滅危惧として掲載されているウスゲチョウジタデ等が確認されている。これらについては、専門家の指導助言を受け、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、必要な保全措置を講ずることで、周辺に同様の生息環境が広く残されていることなどから影響は小さいとされている。

なお、オオタカについては、繁殖状況を検証しながら施工することとし、ウスゲチョウジタデについては、適切な場所への移植するなどの保全措置を講ずることとしている。

加えて、起業者は、今後工事による改変箇所で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が９箇所存在するが、起業者は、神奈川県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、伊勢原北ＩＣ（仮称）へ安全かつ円滑にアクセスすること等を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、一般道区間４車線及びランプ区間２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、県道構造の技術的基準の条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成８年６月11日に都市計画決定された都市計画と、法面形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、線形不良等により車両の安全かつ円滑な交通に支障を来していること、伊勢原北ＩＣ（仮称）の供用に伴う交通量の増加が見込まれていることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、伊勢原市より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　神奈川県伊勢原市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

神奈川県伊勢原市西富岡字長竹及び字中島並びに上粕屋字秋山上、字雷及び字一ノ郷南地内